

東日本大震災で生じた二重ローン問題などの不合理な 債務からの解放についての提言

2011年（平成23年）4月22日
日本弁護士連合会

1 基本的な考え方

- (1) 東日本大震災（原子力発電所事故を含む。）により、既存のローンの対象となっていた資産（当該資産の使用収益が当該ローンの返済に重要な意味をもっていた資産。必ずしも当該ローンの担保となっていたものに限らない。）が滅失または著しく毀損し、当該ローンの返済が不能もしくは著しく困難となり、または生計・生活を維持するために既存のローンと同等のローンの負担をせざるを得ない場合に、個別の法的整理手続によらず、債権者（金融機関）が簡易な手続により既存のローンについて債権放棄をすることを可能にすることで、被災者の生活の再建、自立復興を促す。
- (2) かかる私的整理スキームの利用を促進するため、債務者に対する債務免除益課税回避策を講じるとともに、債権放棄をする金融機関に対しても無税償却の容認、金融機能強化法に基づく公的資金の注入、不良債権の買取りの促進などを行い、金融システムに対する不安を生じさせないことに留意する。
- (3) なお、モラル・ハザードの懸念もないことから、厳密な再建計画や経営の刷新、余剰資産の処分等の債務者側の特段の負担を要求することなく、被災の実情のみに着目して債権放棄を認めることとする。
- (4) 本スキームは、今次の震災の被災者にだけ特別の便益を供与するものではなく、本来個別の破産手続等の法的整理の集積によっても同様の効果を得ることが可能であるものについて、個別の破産手続等の法的整理が多数行われるよりも、私的整理スキームを合理化することにより、迅速な処理が可能となり、被災者の早期の再起に資するとともに、総体としての国民全体の負担も軽減することになることに着目するものである。

2 対象者

東日本大震災（原発事故を含む。）により住居や船舶、漁具、農地そ

の他の生活手段に著しい被害を受けた個人、個人事業主またはこれに準じる中小零細企業とする。

3 対象債務の認定

簡易迅速性と公正性を両立するため、何らかの対象債務の認定機関を設けるべきである。またその審査に対する不服の処理としてADR（裁判外紛争解決手続）等の活用を検討すべきである。

4 立法の必要性

基本的には私的整理スキームであるので、特別の立法は不要である。ただし、金融庁の私的整理ガイドラインや整理回収機構の企業再生スキームのような、ある程度公的な指針等の公表と、これに連動した税務当局の取扱いがなされる必要があり、画一的処理のために何らかの立法的手当をすることが望ましい。なお、企業向けには、中小企業金融円滑化法に基づく負担軽減措置（現状では、元本弁済の据え置きや弁済期間の変更。）を抜本的に拡充することも検討すべきである。

以上